## 事後評価調書

I 事業概要								
事	業名	交通安全対策事業 (歩道及び自転車歩行者道設置事業)						
地	区名	主要地方道武豊小鈴谷線						
事業箇所		またぐんたけとよちょうあざしまだ 知多郡武豊町字嶋田地内						
事業のあ らまし		本路線は、武豊町から常滑市へ至る知多半島中部の東西を結ぶ補助幹線道路である。 当該区間は、衣浦小学校の通学路となっているが、歩道がないため、大変危険な状態となって いるおり、学校関係者やPTAからの歩道整備要望も多い。 このことから、本事業は歩道を設置することにより、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確 保を図ったものである。						
事	業目標	【達成(主要) ①危険通学路 ②歩行者等の 【副次目標】 一	の解消					
重	業 費	事業費		内訳				
		0. 6	,	ٷ 0. 5 億円、□用補				
事	業期間	採択年度	2013 年度	着工年度	2013 年度	完成年度	2016 年度	
, i	業内容	歩道設置 L=250m W=10.0m						
Ⅱ 評価 1) 事業目標の達成状況 2) 対応方針		り達 歩道設置により歩行者等と車両の通行が分離され、歩行者等の安全が確保された。   況 【達成状況に対する評価】   本事業の実施により、通学児童の安全な通行が確保され、事業目標は十分に達成している。   【達成状況】   つ   【達成状況に対する評価】   一						
今後の事後 価の必要性 改善措置の		<b>き評 )必</b> 事業目標に	<ul><li>▶ 事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の</li></ul>					
要性 同種事業に反映すべき事項		標準的な事項は特にな	必要性はない。 標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					